

# 「任意継続組合員」制度の ごあんない

(令和7年度版)

～退職される方はご覧ください～

退職後に再就職する方は、原則として「再就職先の健康保険」に加入となりますが、再就職先で健康保険が適用されない方、および再就職しない方については「ご家族の健康保険の被扶養者」、「共済組合の任意継続組合員」、または「国民健康保険」のうちいずれかの健康保険を選択して加入することになります。

共済組合の「任意継続組合員制度」は、退職後の病気やケガに対して在職中とほぼ同様に医療機関の保険診療や、各種短期給付(出産費、埋葬料、災害見舞金など)を受けることができる制度です。

このパンフレットをご覧ください、退職後の健康保険についてご検討のうえ、お手続きをお願いいたします。

※ご家族の健康保険被扶養者、国民健康保険の詳細については、それぞれご確認ください。  
※年金制度の適用はありませんので、60歳未満の方は国民年金の加入手続きが必要となります。

## 加入期間

退職後、最長で2年間加入できます(後期高齢者医療制度適用者は除きます。)

## 加入資格

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方。

## 申込手続

退職した日から20日以内に『任意継続組合員資格取得申出書』を退職時の勤務先を通し、共済組合に提出してください。

任意継続組合員制度に関するお問い合わせ

**福島県市町村職員共済組合**

○加入・脱退に関すること : 資格調定係  
○各種短期給付に関すること : 短期給付係

〒960-8515  
福島市太田町13番53号  
福島グリーンパレス4階  
TEL(024)533-0011

## 給 付

任意継続組合員とその被扶養者は、在職中とほぼ同様に医療機関の保険診療や各種短期給付を受けられます。

また、在職中に「特定疾病療養受療証」、「一部負担金等免除証明書」を交付されていた方は、「記号・番号」が変わるため、再申請が必要となります。

- ・療養費や埋葬料、災害見舞金などの各種給付は、退職時の勤務先を通して共済組合へ請求してください。
- ・「休業給付」は、在職中に該当していた方は、引き続き請求できますが、任意継続制度加入後に事由が発生した場合は、支給対象外となります。

## 被扶養者の認定

退職時に被扶養者として認定されていた方で、任意継続組合員制度加入後も引き続き認定要件を備えている方は、そのまま被扶養者の資格を継続できます。「任意継続組合員資格取得申出書」の「被扶養者の資格継続の確認」欄に当該被扶養者の氏名等を記入するだけで、その他の手続きは不要です。

- ・新たに被扶養者の認定要件を備えたとき、または認定要件を欠くに至ったときは、「被扶養者申告書」に関係書類を添えて、退職時の勤務先に提出してください。

## 資格情報通知書等の発行

マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報通知書」、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格情報通知書」及び「資格確認書」をお送りします（70歳以上の方には「高齢受給者証」も送付）。

- ・「資格情報通知書」等が届く前に医療機関を受診したい場合は、退職時の勤務先の共済事務担当係へお問い合わせください。
- ・「資格確認書」は有効期限（年度末まで）を表示して発行します。

※マイナ保険証とは、健康保険証として利用するための登録をしたマイナンバーカードをいいます。

## 翌年度継続の確認

翌年度については、3月初旬に継続確認の案内文書等をお送りします。

任意継続掛金は1年目と同程度となりますが、国民健康保険料は1年目より低額になることが考えられますので、任意継続組合員を継続するかをご検討ください。

- ・任意継続組合員を継続する場合は、同封の納付用紙により翌年度分の掛金を納付してください。共済組合で入金を確認後、新たな資格情報通知書等を発行いたします。
- ・継続せず、国民健康保険等に加入される場合は、案内文書に同封の「任意継続組合員資格喪失申出書」を共済組合に3月中に提出してください。共済組合から「資格喪失証明書」をご自宅宛にお送りいたしますので、国民健康保険加入等の手続きを行ってください。

## 掛 金

任意継続掛金の標準報酬月額は、次のいずれかの低い額となります。

- ◎ 退職時の標準報酬月額
- ◎ 当共済組合の任意継続組合員に係る標準報酬月額 360,000 円

掛金の計算方法は、以下のとおりです。

短期掛金(月額) = 「任意継続掛金の標準報酬月額」× 104.0 / 1000(円未満切捨て)

介護掛金(月額) = 「任意継続掛金の標準報酬月額」× 15.6 / 1000(円未満切捨て)

※40歳以上65歳未満の方は介護保険に加入となるため、介護掛金も納めていただきます。

※被扶養者の人数によって、掛金額が変動することはありません。

## 掛金の納付方法

任意継続掛金の納付方法は、次の3通りがあり、加入申込み時に選択します。共済組合からご自宅に令和7年度分の納付用紙(通知書)をお送りしますので、指定日までに金融機関窓口で納めてください。

- 毎月納付 1ヵ月分を毎月納付
  - 半期納付 一年度を前期(4月～9月分)と後期(10月～3月分)に分け半期毎に納付
  - 全期納付 一年度分(4月～3月分)を一括して納付
- ・半期納付と全期納付には、掛金の割引が適用されます。(下の「掛金前納乗率表」を参照)

掛金前納乗率表 (毎月納付は割引適用なし。掛金還付計算にも適用。円未満四捨五入)

前納月数	乗 率	前納月数	乗 率	前納月数	乗 率
1	0.9967369	5	4.9512666	9	8.8544329
2	1.9902215	6	5.9318472	10	9.8222773
3	2.9804642	7	6.9092282	11	10.7869636
4	3.9674757	8	7.8834200	12	11.7485020

※介護掛金の割引についても同様の計算方法となります。

※任意継続組合員になって最初の月の掛金は、割引の対象になりません。

## 掛金の納付期日

該当する各期間の最初の月の 前月の25日 までに納めてください。

- ・ただし、任意継続組合員となって最初に納付する掛金は前月に納付することができないため、共済組合が別に定める期日までに納めてください。
- ・金融機関の休業日にあたる場合は、前営業日までに納めてください。

○毎月納付の場合の例: [ 6月分 → 5月23日(金)まで ]

## 掛金額早見表

退職時の 標準報酬月額	短期掛金(円)	介護掛金(円)	年間納付額(円)		
	(1ヵ月分)	(1ヵ月分)	毎月納付	半期納付	全期納付
160,000	16,640	2,496	229,632	227,395	225,555
170,000	17,680	2,652	243,984	241,607	239,653
180,000	18,720	2,808	258,336	255,820	253,750
190,000	19,760	2,964	272,688	270,032	267,847
200,000	20,800	3,120	287,040	284,243	281,944
220,000	22,880	3,432	315,744	312,669	310,139
240,000	24,960	3,744	344,448	341,094	338,333
260,000	27,040	4,056	373,152	369,517	366,527
280,000	29,120	4,368	401,856	397,941	394,721
300,000	31,200	4,680	430,560	426,367	422,916
320,000	33,280	4,992	459,264	454,791	451,111
340,000	35,360	5,304	487,968	483,216	479,305
(最高限度額) 360,000	37,440	5,616	516,672	511,638	507,500

※40歳以上65歳未満の方は、介護保険に加入となるため、介護掛金も納めていただきます。

※年間納付額は、介護掛金を含んだ場合の金額です。

※半期および全期の年間納付額は、割引適用後の金額です。

## 資格の喪失

次に該当したときは、任意継続組合員の資格を喪失します。

「任意継続組合員資格喪失申出書」および( )内に記載の添付書類を共済組合に提出していただく必要がありますので、共済組合保険課資格調定係までご連絡ください。

ただし、下記の②または⑥(ア)に該当する場合は、手続きは不要です。

- ①掛金を納付期日までに払い込まなかったとき
- ②任意継続組合員となって2年を経過したとき
- ③死亡したとき(死亡日のわかるもの)
- ④健康保険等の被保険者または共済組合の組合員となったとき(再就職先の資格取得日が確認できる書類の写)
- ⑤脱退の申出があったとき  
 ※国民健康保険に加入する、ご家族の被扶養者となるなどの理由で、2年満了前に脱退を希望する場合はこれに該当します。  
 ※申出が受理された日の属する月の末日が脱退日となります。
- ⑥後期高齢者医療制度が適用されたとき  
 (ア)75歳到達により適用  
 (イ)65歳以上75歳未満で障がいにより適用(後期高齢者医療資格確認書の写)

## 掛金の還付

資格喪失月以降の掛金を納付済みの場合、過払いとなった掛金は還付いたします。

・「任意継続組合員資格喪失申出書」と併せて、「任意継続組合員掛金・介護掛金還付請求書」を共済組合に提出してください。

・還付金は、請求書に記載された口座へ送金いたします。